

国民年金 だより

■問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

確定申告の時期です

「平成23年分公的年金等の源泉徴収票」を発送しました

日本年金機構から、平成23年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られた皆様には、平成23年中に支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「平成23年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されました。

「公的年金等の源泉徴収票」は、所得税の確定申告の際の添付書類として必要となります。

なお、障害年金や遺族年金は所得税の課税対象になっていないため（非課税）、障害年金や遺族年金を受けている人には源泉徴収票は送付されません。

日本年金機構 ねんきんダイヤル

万一、源泉徴収票を紛失された場合や未着の場合には、日本年金機構のねんきんダイヤルにおいて源泉徴収票の再交付の受付を行っています。

ねんきんダイヤル

☎0570(05)1165

（IP電話の方は、☎03-6700-1165におかけください。）

●受付時間

月曜日…午前8時30分～午後7時
※ただし、月曜日が休日の場合は火曜日

火～金曜日…午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日…午前9時30分～午後4時

※祝日はご利用いただけません。

また、来訪による源泉徴収票の再交付の受付、その他の年金の相談については年金事務所及び年金相談センターで受付けています。

お問い合わせ等の際は、年金証書等基礎年金番号・年金コードが分かるものをご用意ください。

**国民年金の保険料納付は口座振替が
便利です**

国民年金の保険料は、口座振替により納めることが可能です。申し込み先は預貯金口座をお持ちの金融機関、郵便局または年金事務所になります。申し込みには基礎年金番号の記入が必要になりますので、年金手帳等で基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関等届出印の押印が必要となります。

口座振替での前納は事前の手続きが必要

口座振替での平成24年度分1年前納及び平成24年4月～9月分の6か月前納のお申し込みは平成24年2月29日(水)までとなります。（すでに口座振替にて前納されている方は、再度お申し込みの必要はありません。ただし、口座振替の引き落とし方法を変更される場合は再度お申し込みが必要となります。）



お得な保険料前納制度

平成23年度において、納付書で毎月納付した場合と比較した割引額は次のとおりです。

- 1年前納なら…3,780円/1年
- 6か月前納なら…1,020円/6か月（年間割引額2,040円）
- 毎月納付（当月末引落し）なら…50円/1か月（年間割引額600円）
- 毎月納付（翌月末引落し）…割引なし

前納の口座振替日は平成24年5月1日(火)になります。

※金融機関等届出印の相違や口座名義人氏名等の相違により登録が遅れた場合は、手続きが間に合わない場合がありますので、申込用紙ご記入の際は、届出印と口座名義人氏名等の確認をお願いいたします。

※一部納付（半額免除など）の方の口座振替は、毎月納付（割引なし）となります。

※残高不足で口座から引き落としができた場合は、割引がなくなりまされたのでご注意ください。（毎月の口座振替に切り変わります）特に、初めての口座振替で1年度分または6か月分の前納を申し込まれた方は、前納の保険料に加えて前年度の3月分の保険料が同時に引落しとなりますので残高不足にご注意ください。